

申請期限 令和3年3月31日（水）

伊東市飲食店における

# 新型コロナウイルス感染症対策奨励金



伊東市内の飲食店において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底に取り組んでいることを宣言し、引き続き感染防止対策に取り組む中小企業者等に対し奨励金をお支払いします。

**奨励金額 飲食店1店舗につき50,000円**

1事業者が複数の飲食店を経営する場合は50,000円×店舗数を支給します。

## 支給対象となる事業者 （以下の①～⑥までの全ての要件を満たす必要があります。）

- ①申請日において現に伊東市内で**飲食店（※1）**を営む**中小企業者等（※2）**
- ②申請日までに新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底（取組宣言シートにて確認）に取り組んでおり、引き続き取り組む意志があること
- ③感染防止対策に取り組む事業者として、伊東市ホームページで店名・所在を公表すること及び店頭に宣言店ステッカー（支給決定後に市から送付します）を貼付することに同意すること
- ④誓約書の内容に誓約すること
- ⑤市税等の滞納がないこと（ただし、令和2年度分の納税誓約がある方は支給の対象となります。）
- ⑥伊東市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと

### （※1）対象となる飲食店 （以下の①～③を全て満たす店舗）

- ①食品衛生法第52条による許可（飲食店営業又は喫茶店営業）を有する
- ②当該店舗内に飲食用に供する客席（占有する場所に限る）が設けられている
- ③不特定の者を対象として、当該店舗内で調理した飲食料品を当該店舗内の客席で飲食させる例）食堂、レストラン、ラーメン店、喫茶店、居酒屋、スナック、バーなど

※ 本奨励金のほかに、国又は地方公共団体等から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る経費として支援を受けたことがある飲食店は対象となりません。







### 対象とならない店舗

- ・惣菜・弁当などの持ち帰り専門の店舗（露店含む）
- ・配達飲食サービス（仕出し・デリバリー専門店）
- ・移動販売（キッチンカー）
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）
- ・ホテルや旅館等において宿泊客のみに飲食を提供する場合

☆食品衛生法第52条による許可（飲食店営業又は喫茶店営業）を有していることの確認は、保健所の情報を基に市役所において確認を行います。ただし、令和3年1月1日以降に許可を受けた店舗については、保健所からの情報取得に時間がかかるため、当該店舗の許可証（写し）の添付をお願いします。

### （※2）中小企業者等とは

- ・中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者
- ・上記中小企業者と同規模と認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人など

1 申請期限	令和3年3月31日（水）
2 申請方法	郵送による申請（感染防止の観点から郵送での提出にご協力ください。）
3 提出書類	<p>① 伊東市飲食店における新型コロナウイルス感染症対策奨励金支給申請書兼請求書【第1号様式】</p> <p>② 誓約書【第2号様式】 申請者につき1枚</p> <p>③ 伊東市飲食店における新型コロナウイルス感染症対策の取組宣言シート【第3号様式】 + 写真2枚添付 1店舗につき1枚</p> <p> 取組宣言シートには必ず写真（2枚）の添付が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1枚は店内の概況が分かる写真</li> <li>・ 1枚は取組宣言シートで実施済みとした感染防止対策のうち1箇所（自由に選択）の写真</li> </ul> <p style="text-align: center;">写真については、取組宣言シートの記載例裏面を参考にしてください。</p> <p>※写真のみEメールでの提出が可能です。（詳しくは取組宣言シートの裏面をご参照ください。）</p> </div> <p>④ 振込先口座が分かる書類（通帳の写し等）</p> <p>⑤ 住民登録又は法人登記が伊東市外の方は 住民税又は法人住民税の納税証明書（令和2年度分）</p> <p>⑥ 令和3年1月1日以降に食品衛生法上の営業許可を取得した場合は、食品衛生法第52条による許可証（飲食店営業又は喫茶店営業）の写し</p> <p> 以下の全てに該当する場合は④⑥の添付を省略できます。詳しくは申請書中段をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊東市において令和3年1月6日から受付を開始した「伊東市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金」を申請済</li> <li>・ 当該応援給付金の振込先口座に本奨励金の支払を希望する</li> <li>・ 当該給付金の申請書類を閲覧し、振込先口座の情報を利用すること及び納税状況を確認することに同意する</li> </ul> <p>※ 上記のほか、審査に必要な書類を求める場合があります。</p>
4 申請書のダウンロード	<p>申請書類は伊東市ホームページからダウンロードしてください。 “伊東市 新型コロナウイルス感染症対策奨励金”で検索 又は QRコードから</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p> インターネット環境を利用できない方は郵送しますので、下の問い合わせ先までご連絡ください。</p>
5 提出先	〒414-8555 伊東市大原2-1-1 伊東市役所 企画課 奨励金担当あて



問い合わせ先

伊東市役所 企画課

TEL 0557-32-1061

E-mail [shourei@city.ito.shizuoka.jp](mailto:shourei@city.ito.shizuoka.jp)

受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

